

2015年4月 生活困窮者への支援制度がスタートしました

岐阜県生活困窮者自立相談支援事業のご案内

- ・生活に困っている
- ・食べ物がない
- ・家賃を払えない
- ・住むところがない
- ・病気で働けない
- ・仕事が見つからない

秘密厳守

相談無料



ひとりで悩まずにまずはご相談ください。

ご家族など、まわりの方からの相談でも受付いたします。
ご相談は下記相談窓口までお願いいたします。



相談窓口 社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会 岐阜県生活支援・相談センター

開設日時：月～金曜日 8：30～17：15 TEL 058-273-1111

【ただし、祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除きます】

西濃支所

【対象地域：養老町・垂井町・関ヶ原町・輪之内町・神戸町・安八町】

〒503-0838 大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎内5階

TEL 0584-83-2011 (無料通話 0800-200-2532)

この相談窓口は、岐阜県が実施する「生活困窮者自立相談支援事業」の窓口であり、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会が事業を受託しています。

相談の流れ (秘密厳守・相談無料)

① まずは相談窓口へ

相談支援員が相談に応じます。何らかの理由で窓口にお越しいただけない場合は、ご連絡ください。町村役場福祉担当課、町村社会福祉協議会にお越しいただいても結構です。

② お困り事の確認

お困り事や不安を詳しくお話ください。



③ あなただけの支援プラン作成

あなたの意思を尊重しながら、これからの生活について一緒に考えます。

④ 支援決定・サービス提供

完成した支援プランに基づいて、目標に向かって取り組みます。



⑤ 定期的なモニタリング

各種サービスの提供がゴールではありません。あなたの状態やサービスの提供状況を定期的に確認し、必要に応じて支援プランを見直します。

⑥ 安定した生活へ

あなたの困り事が解決されると支援は終了しますが、安定した生活を維持できているか、一定期間、相談支援員がフォローアップをいたします。

あなたと一緒に…解決の方法を考えていきます